

協議会だより

「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」設置

二〇二三年二月に閣議決定した「こどもの居場所づくりに関する指針」(以下、指針)の検討過程で、児童館ガイドラインや放課後児童クラブ運営指針に、今回の指針の内容を反映する必要があると指摘されたことを受けて、こども家庭庁(こども家庭審議会)こどもの居場所部会のもとに、「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」が設置されることになりました。委員はつぎのとおりです(敬称略・五十音順)。

- ・安部芳絵(工学院大学教育推進機構教授)
- ・植木信一(新潟県立大学人間生活学部教授)

・大竹智(立正大学社会福祉学部教授)

・齋藤勇介(全国児童館連絡協議会副会長、宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会会長)

・佐藤正美(特定非営利活動法人学童保育おのみや 東小学童保育の会放課後児童支援員)

・矢暮芳子(松山市こども家庭部子育て支援課課長)

・藤本愛子(社会福祉法人興望館学童クラブ父母の会前会長)

二〇二三年二月にとりまとめられた「放課後児童対策パッケージ」にも、「放課後児童クラブ運営指針」の改訂に関わって、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」(令和五年七月)に基づき、放課後児童クラブ運営指針に、児童間の性暴力への対応について盛り込むことを検討する「自治

体において、利用するこどもや子育て当事者の意見を聴取し、反映するよう検討していくことが求められる。これにあわせて、『放課後児童クラブ運営指針』及び『地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン』の改訂を検討する」との記述がありました。

「放課後児童クラブ運営指針」の改正素案が出されました

二〇二四年三月八日第一回の「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」が開催されました。議事は、「児童館ガイドライン」について、「放課後児童クラブ運営指針」についてです。

学童保育関係の資料として、「放課後児童クラブ運営指針の改正について」「放課後児童クラブ運営指針改正素案」(実施スケジュール(案))が出されました。「放課後児童クラブ運営指針の改正について」では、「改正に向けての論点」があげられ、

「改正のポイント」「現行の指針と改正素案」が示されました。論点はつぎのとおりです。

1. 「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた改正
 2. 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた改正
 3. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた改正
 4. 厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会報告書を踏まえた改正
 5. 近年の放課後児童クラブを取り巻く動向を踏まえた改正
 6. 「子ども」の表記を「こども」に統一する
- 会議では委員から、「子どもの権利については、子どもだけでなく、指導員も学ぶ必要がある」「学童保育が「特別教室のタイムシェア」することについては、「時的」であることを強調してほしい」などの意見が出されました。

この専門委員会は、二〇二四年八月頃までに三回開かれ、同年九月に行われる「こどもの居場所部会」で改正案について報告する予定とされております。

「小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究」

こども家庭庁が二〇二三年度に行った放課後児童クラブの実施状況調査では、二〇二三年五月一日時点の登録児童数に加えて、同年の一月一日時点での実施状況もはじめて調べており、約五万八〇〇〇人（速報値）が年度の途中で退所していることがわかりました。

この結果を、「放課後児童クラブは年度前半に利用ニーズが高い」と解釈したこども家庭庁は、「年度前半や夏季休業中のみの放課後児童クラブの開所支援のあり方を検討する」としています。五月一日時点、一〇月一日時点の実施状況を継続して調査したことは評価できるもの

の、その先の議論・施策の方向性は、学童保育本来のあり方から見て、その期間のみを穴埋めしようとしている危うい点があり、注視する必要があります。

このたび、「令和六年度子ども子育て支援調査研究事業」の調査研究課題として、「小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究」の二次公募が行われており、「調査研究課題を設定する背景・目的」にはつぎのように記されています。

「略」『放課後児童対策パッケージ』においても、更なる待機児童対策として、年度前半や夏季休業中のみの放課後児童クラブの開所支援のあり方を検討する旨が明記されていることから、長期休業中のこどもの居場所の確保に係る自治体独自の取組について、実施状況や先行事例の把握、課題の整理を行うことを目的とされている。

また、「想定される事業の手法・内容」は、「本調査研究は、有識者

や自治体職員等で構成する研究会を開催することとし、構成員の人选及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育環境課と適宜協議すること」とされており、おおむね、つぎのような内容が示されています。

①全市町村を対象に、長期休業中の学童保育の運営状況や、学童保育以外に自治体が独自に行う子ども居場所の確保に係る取り組みに関する情報を収集・集計・分析することで、実態把握と今後の方向性に関する検討を行う。

②学童保育を利用した経験のある子どもを保護者を対象に、夏季休業前後の学童保育に対するニーズや意見をアンケート調査する。

③研究会の議論、調査票の回答内容から、合計一〇か所程度（自治体、運営法人など）を抽出し、ヒアリング調査を実施する。

厚生労働省（現在は、こども家庭庁）では毎年、「子ども・子育て支

援等推進調査研究事業」「子ども・子育て支援調査研究事業」を行っており、一つのテーマについて、切り口を変えて二、三年かけて研究した後、施策化することが多いようです。

これまでも、二〇二二年度（令和四年度）に実施した「教育・保育施設等で発生した重大事故等における意識不明事案に関する調査研究」（株式会社 日本経済研究所が受託）などの結果をふまえて、二〇二三年一月四日付で、事務連絡「教育・保育施設等における事故の報告等について」における意識不明事故の取扱いについて」が発出されています。また、二〇二三年度（令和五年度）には、「放課後児童支援員等の人材に関する調査研究」（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が受託）が行われています。

今後、調査研究の内容やその後の施策化の方向性について、注視する必要があります。